

知らなきや  
経営リスクに!

## 中小企業に影響大の

# 民法改正

和田倉門法律事務所

藤池尚恵 弁護士

### 第3回

## 法定利率の見直し

金銭の貸し借りなどに掛かる利率は通常、当事者同士で合意した率が適用される。銀行からの借入れの利率は「金銭消費貸借契約書」に記載されているし、代金・賃料の支払いが遅れたときは契約条項に「年14・6%の遅延損害金を支払う」などと記載されている。これらは合意に基づく利率だ。

法定利率は、このような合意がないときに適用される。例えば交通事故の賠償責任の利率は当事者が合意する余地はないため、法定利率で計算する。

現行の法定利率は、民法で年5%、商取引は商法で民法の利率に1%上乗せした年6%となっている。

「年5%」は19世紀末に決められた数字で、ドイツ民法の法定利率である4%に1%上乗せしたものとされている。制定当時から長期間が経ち、銀行の借り入れ利率が大きく引き下がるなど低金利が続く現在の経済状況のなか、5%の利率は現実にはまったく即したものでなくなった。そのため今回の民法改正で利率が見直される。

### 改正法施行時は「0%」

改正法では、利率を引き下げること、経済情勢に応じて利率を変動させる仕組みを設けることとした。なお、商取引について、民法の定める法定利率に1%上乗せする商法のルールは廃止される。

改正案では、改正法施行時の法定利率は「年3%」として、その後、3年ごとに利率を見直す。固定制から変動制にすることで、変遷する経済環境に即した率になるよう調整する。

見直し時には、過去5年分の銀行貸付利率の平均で算出する「基準割合」という概

念を用いる。見直し時から見た「基準割合」と、直前の法定利率変更時から見た「基準割合」とを比較し、この差が1%を超えれば法定利率はその分増減する。直前の法定利率変更時は3年前になることもあれば、前回の見直し時に変更されずに据え置かれていれば6年前になることもある。小数点以下は切り捨て。例えば改正法施行から3年後の基準割合と、改正法施行時の基準割合の差が、マイナス1・8%であれば、法定利率は年2%になる。

### 利率変動に伴う実務上の疑問

法定利率が変動すると、実務上、「どの時点の法定利率が適用されるのか」が問題になる。

遅延損害金で考えてみると、当事者が法定利率より高い利率で合意したときを除いて、遅延損害金の法定利率は、「債務者が遅滞の責任を負った最初の時点」で決まる。一般的には支払期日が到来した時点だ。なお、支払期日を定めなかったならば、債務者が遅滞の責任を負うのは、支払いを求める催告を受けた時点となる。

具体的なケースを想定してみよう。

取引先から代金1千万円を受け取る売買契約を締結し、支払期日がある年の3月15日と定めたが、期日内に支払いはなかった。翌年1月1日に法定利率が年2%から年4%に上昇。その年の2月10日に1千万円が支払われた。

このときの遅延損害金は、支払期日（債務者が遅滞の責任を負った日）である3月15日時点の法定利率の年2%で計算され、年4%に上昇したことは考慮されない。

(つづく)

▼この連載は、和田倉門法律事務所に加藤伸樹弁護士、野村彩弁護士、藤池尚恵弁護士が執筆します。